

博士課程研究遂行協力制度の委嘱者の皆様へ

本制度について、学術研究業務委嘱通知書をお送りいたしましたので、それに従い、必要な手続きをお願いいたします。なお、学術研究業務委嘱通知書には、個人の委嘱内容、期間、単価等が記載されていますので大切に保存して下さい。

【委嘱開始時の提出書類】

「平成29年度東京大学大学院農学生命科学研究科博士課程研究遂行協力制度の委嘱について（通知）」に記載のとおり、下記様式をダウンロードの上、通知に記載の提出期限までに提出して下さい。

1. **平成29年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書** **（記入例）**
2. **「マイナンバー利用同意書兼マイナンバー届出書」及び本人確認書類**

- 提出先：教務課専攻支援チーム（学生サービスセンター窓口）
- 提出期限：通知に記載

ここをクリックして
様式・記入例をダウンロード！

【委嘱終了時の提出書類】

3. **学術研究業務報告書（様式2）**
委嘱期間終了後1ヶ月以内に提出して下さい。
指導教員へ押印及びコメント欄への記入を依頼して下さい。
- 提出先等：教務課学生生活担当（学生サービスセンター窓口）

【その他】

- ※ 学籍異動等で辞退・中断する場合は、速やかに教務課学生生活担当まで申し出て下さい。
辞退願の提出等、手続きが必要となります。
- ※ 申請時に提出した在留カード（写）の期限が、委嘱期間中に切れる場合は、必ず事前に在留カードを更新の上、再提出して下さい。
提出された在留カードの期限が切れた場合、支払いは中断されます。
- ※ 本制度による支給は税法上給与所得の扱いとなるため、他に収入がある場合は確定申告等所定の手続きをとること。

平成29年度 東京大学大学院農学生命科学研究科
博士課程研究遂行協力制度の募集について

標記制度について、下記のとおり募集しますので、お知らせします。

目的：東京大学博士課程研究遂行協力制度に基づき、大学院農学生命科学研究科の優秀な博士課程学生に対して学業を奨励するとともに、本研究科の学術研究の質的レベルの向上を図るために必要な学術研究業務を委嘱することを目的とする。

対象者：大学院農学生命科学研究科博士課程在学者

(申請者は下記の委嘱期間に学術研究業務を継続して遂行できること。)

※休学者、日本学術振興会特別研究員、国費留学生及び東京大学外国人留学生特別奨学制度(東大フェローシップ)奨励費受給者、前期の授業料全額免除者を除く。

※RAやリーディング大学院等の給与を受給(申請)している場合で、RA等の規程上、重複受給が認められない場合や以下の支給額が満額受給できない場合もあるため、必ず自身で事前に規定や条件等を確認し公募の際には十分注意すること。

委嘱期間：平成29年 8月 1日 ~ 平成30年 1月31日

支給額：月額5万円

募集人数：110名(予定)

提出先：農学系教務課専攻支援チーム (農学部3号館学生サービスセンター窓口)

提出締切：平成29年6月16日(金)17時【厳守】

提出書類：1. 学術研究遂行協力計画書(様式1)

2. 給与の口座振込申出書

3. (外国人学生のみ)在留カードの両面写し ※在留期限があり、顔写真が明瞭

選考：提出のあった書類をもとに、各専攻および本研究科奨学委員会において委嘱者を決定し、学術研究業務委嘱通知書および学術研究業務報告書を交付する。

留意事項：

- ・申請にあたっては、事前に指導教員の了承を得ること。
- ・昨年度の委嘱者のうち、報告書の未提出者は必ず申請時まで提出すること。
- ・委嘱決定後、マイナンバー関係の手続きが必要となるため、配布書類を確認すること。
- ・選考結果は研究室ポストへ投函するため、委嘱者は指定の期日までに必要な諸手続きを必ずとること。

○委嘱された場合

- ・外国人学生で、委嘱期間中に在留カードの期限が切れる場合は、更新後、再度提出すること。
- ・学術研究業務単価(月額)は、翌月の17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日に当たるときは18日)に支給する。
- ・学術研究業務単価は、給与所得の取扱いとなるため、源泉徴収した額を支給する。
- ・学術研究の進捗状況や態様に問題がある場合については、学術研究業務委嘱期間の途中で中止する場合がある。また、本人の都合により、学術研究業務の中止を申し出ることができる。
- ・休学、退学等、委嘱期間中に研究を終了する場合、中断の手続きをとる必要がある。
- ・委嘱期間終了後1ヶ月以内に学術研究業務報告書(様式2)を提出すること。